

人は自由に行為しうるか 現代哲学における自由意志と責任の諸理論

大阪公立大学大学院・文学研究科
西澤 徹臣

自由意志への懐疑

●帰結論証 (van Inwagen 1975)

- 自分が生まれる前の過去の世界の状態は自分次第ではない
- 自然法則は自分次第ではない
- 決定論が正しければ現在の世界の状態は（自分の意志や行為も）過去の世界の状態と自然法則の帰結である

したがって、決定論が正しければ人に自由意志はない

●基本論証 (strawson 1986)

- 人は自らのあり方のせいで行為をおこなう
- 行為に対して真に道徳的責任を持つためには、自らのあり方について責任を持たなければならない
- 自らのあり方について責任を持つためには、そのあり方をしているということを自らが意図的にもたらしたのでなければならない
- しかし(3)を満たすためには、自らのあり方を意図的にもたらしたといえるような特性をすでに持っていたのでなければならない
- そのような特性に責任を持つためには、その特性を意図的にもたらしたといえるようなさらに先行する特性を持っていたのでなければならない
- 以下同様につき、行為の責任帰属の考察は無限後退に陥る。つまりわれわれは究極的な意味において自己原因的ではありえない

したがって、道徳的責任は（自由も）究極的には不可能である

応答

●両立論

たとえ決定論が正しくとも、人は自由である
理由応答性説 (Fischer & Ravizza 1998)
決定論が正しくとも、自らが熟慮した理由に基づいて行為できるかぎり人は自由である
二階の意欲 (Frankfurt 1971)
自らの一次的な欲求を自己反省し、その一階の欲求をコントロールして行為へとつなげるような二階の意欲に基づくことができるかぎり、人は自由である

●リバタリアニズム

決定論は偽であり、それゆえ人は自由である
自己形成行為 (Kein 2001)
非決定論的世界において、自らの決定によってを自己を形成することができるため、人は自由でありうる
行為者因果説 (Chishoim 1964)
人は「不動の動者」として、出来事の因果にとらわれない、行為の因果的起点となることができる

●自由意志懐疑論

帰結論証や基本論証、あるいはその他の議論に基づき、人に自由意志はないと考える

●自由意志の実験哲学

人々が自由意志をどのようにとらえているか、それをまず心理学的実験の手法を用いて検証・分析するべきだ

実践や制度への影響の考察

●両立論やリバタリアニズム

人は自由でありうるのだから、自由や道徳的責任の考えに基づくわれわれの実践や制度は大きな影響を受けない

●自由意志懐疑論

人に自由意志はないのだから、自由や道徳的責任の考えに基づくわれわれの実践になんらかの対応・変更が必要である

●幻想主義 (Smilansky 2000)

自由意志がないことを人々が認識すれば、現行の道徳的、社会的実践は破滅する。われわれは自由意志があるという幻想の中で生きるべきだ

●反幻想主義 (Nadelhoffer 2011)

自由意志への信念はしばしば、応報主義、不寛容、不公平への追従、共感の欠如を伴う。われわれは自由意志信念の誤りを正しく認識し克服すべきだ

●楽観的懐疑論 (Pereboom 2014など)

たとえ自由意志がなくとも、われわれの道徳性や価値はそのまま残る。ただし、過度な応報的刑罰は、抑止・更生的プログラムにとって代わられるべきだ

●公衆衛生検疫モデル (Caruso 2019)

楽観的懐疑論の考えに基づき応報主義を否定する。ただし社会の安全維持のため、犯罪加害者には一定の隔離が必要。これは刑罰として行うのではなく、感染病患者を一時的に隔離するモデルになぞらえて正当化される

主なリゾーム研究活動

1. 基本論証に焦点を当てた自由意志懐疑論の哲学的考察

論文発表：「基本論証は『責任の諸相』によって解決されたのか」、『人文研究』第76巻、2025年4月

学会発表：Agency in Free Will Skepticism, The Australasian Association of Philosophy's 2025 Conference, 2025.7.

Overview of empirical research on free-will beliefs, The International Symposium on Rationality, 2024.9. など

2. 自由意志の実験哲学の試み

基本論証に関する3つの実験を実施

①決定論的シナリオのもとで、人は自由や責任を認めるか（先行研究の確認）②基本論証の問題設定のもとで、人は自由や責任を認めるか③因果的来歴の情報を追加されるたびに人の道徳判断はその程度改変されるか

3. オーストラリア・シドニー大学にて活動

シドニー大学人文学部客員研究員、Centre for timeメンバーとして2025年3月-8月に自由意志、実験哲学、時間論の研究に従事

